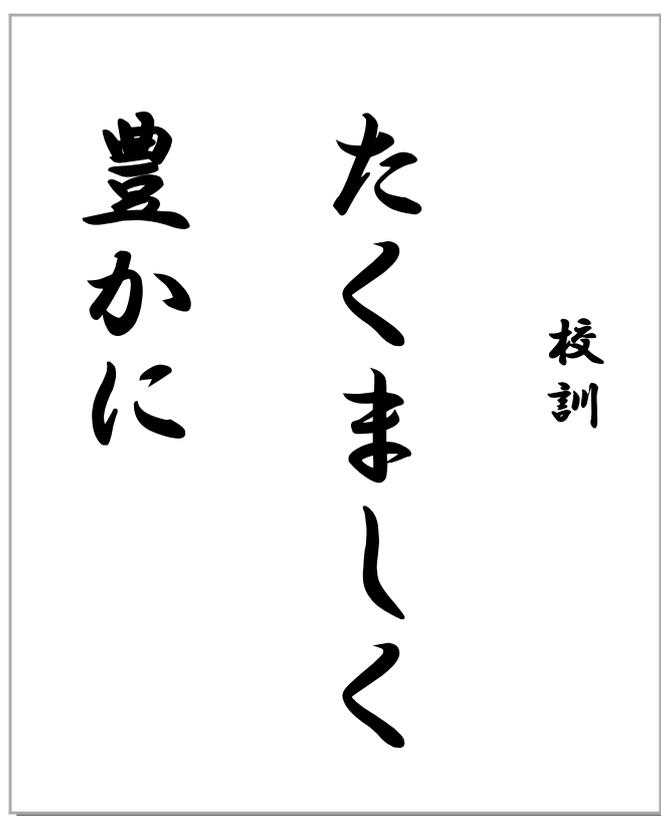


八代市立八千把小学校
「いじめ防止基本方針」



令和3年2月改訂

八代市立八千把小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、自校の「八千把小学校いじめ防止基本方針」により、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) 組織の設置等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする。

(3) 基本方針の内容

学校の基本方針は、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

また、学校の基本方針では、学校の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめ防止等の対策が、学校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

学校の基本方針に沿った対策の実現のためには、学校、市、社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の浸透や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、学校の基本方針の記載内容についても学校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応

じて見直すこととする。

(4) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）

（5）いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものである。その際、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童も1割程度であり、依然として、多くの児童が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

（6）いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめ

たい気持ち) やいじめへの不安感 (いじめられたらどうしようという気持ち) 等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。(以下同じ。)

ア いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について校区全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童は思春期の多感な時期であることから、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守ることが必要である。

ウ いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

エ 家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

オ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校や市において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や市と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

2 学校いじめ防止基本方針の内容に関する事項

(1) いじめの防止等のための施策

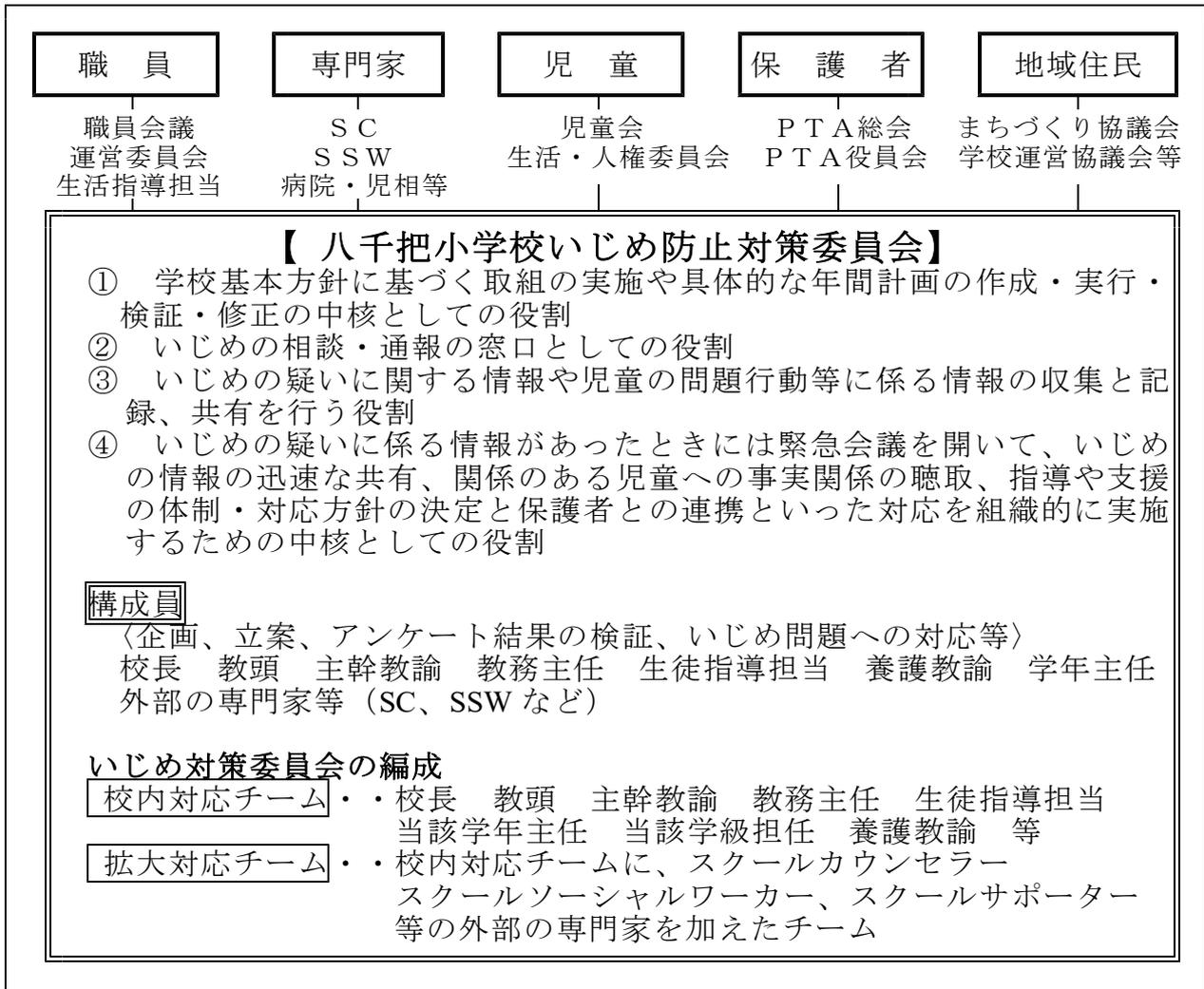
八千把小学校は、国の基本方針及び、県あるいは市が策定する地域基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「八千把小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容とする。

いじめの防止等のために学校が実施する施策は、以下のとおりである。
 さらに、策定した学校基本方針は定期的に見直しを行い、学校だよりやHP等で公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、学校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家の参加を得て対応することにより、より実効のないいじめの問題の解決に資するとの認識に立って、「いじめ防止対策委員会」を設置する。



本組織は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的な対応を行うために置くものである。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行う必要があり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべて報告・相談する。加えて、集められた情報は、個別の児童ごとなど体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

また、本組織は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割を持つものである。

これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

さらに、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」「いじめ防止対策委員会」等の既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させる。

また、組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておく。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校におけるいじめの防止等のための取組は以下のとおりである。

なお、学校基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、その実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民等の参加を図ることなどが考えられる。

ア いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての児童を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) いじめの起こりにくい学校・学級へ

- 子どもたちのよさを、認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校・学級経営に当たる。
- 小さな問題行動であっても、その行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- 教職員が子ども一人一人の大切さを自覚し、一人の人間として接する。

(イ) 相談体制づくりと子どもの豊かな心と実践力の育成

- SCやいじめ・不登校アドバイザー、相談機関などの活用について子どもや家庭に周知するとともに、相談室の整備など相談しやすい環境づくりと相談体制を整える。
- 校長の指導の下、担任等教職員が子どもたちとの信頼関係をつくとともに、定期的な教育相談等を実施する。

(ウ) 子どもの豊かな心と実践力の育成

- 道徳や特別活動において「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性をはぐくみ、体験活動や日常生活との関連をはかりながら、自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

イ いじめの早期発見

教職員は、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や随時の教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(ア) いじめの早期発見のポイント

- 子どもの日記や学級ノート、班ノート等の記述、態度や会話などの中から、いじめの兆候や子どものサインがないかを観察し、早期発見に努める。→日常的な情報収集
- 定期的にアンケート等を実施して、いじめの早期発見に努める。
→生活アンケート、いじめのサイン発見チェックリスト、教職員の振り返りチェックリスト、子どものサイン発見チェックリスト

ウ いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(ア) 情報と認識の共有化

- アンケートや調査、子どもからの聴き取りなどにより、正確な情報の収集と分析を行う。→いじめられた子どもの立場に立って、その子どもの気持ちを重視する。
- 収集した情報を整理・分析しながら、職員間の情報の共有化および、認識の共有化を図る。→いじめの情報は、直ちに校長・教頭・主幹教諭に報告する。

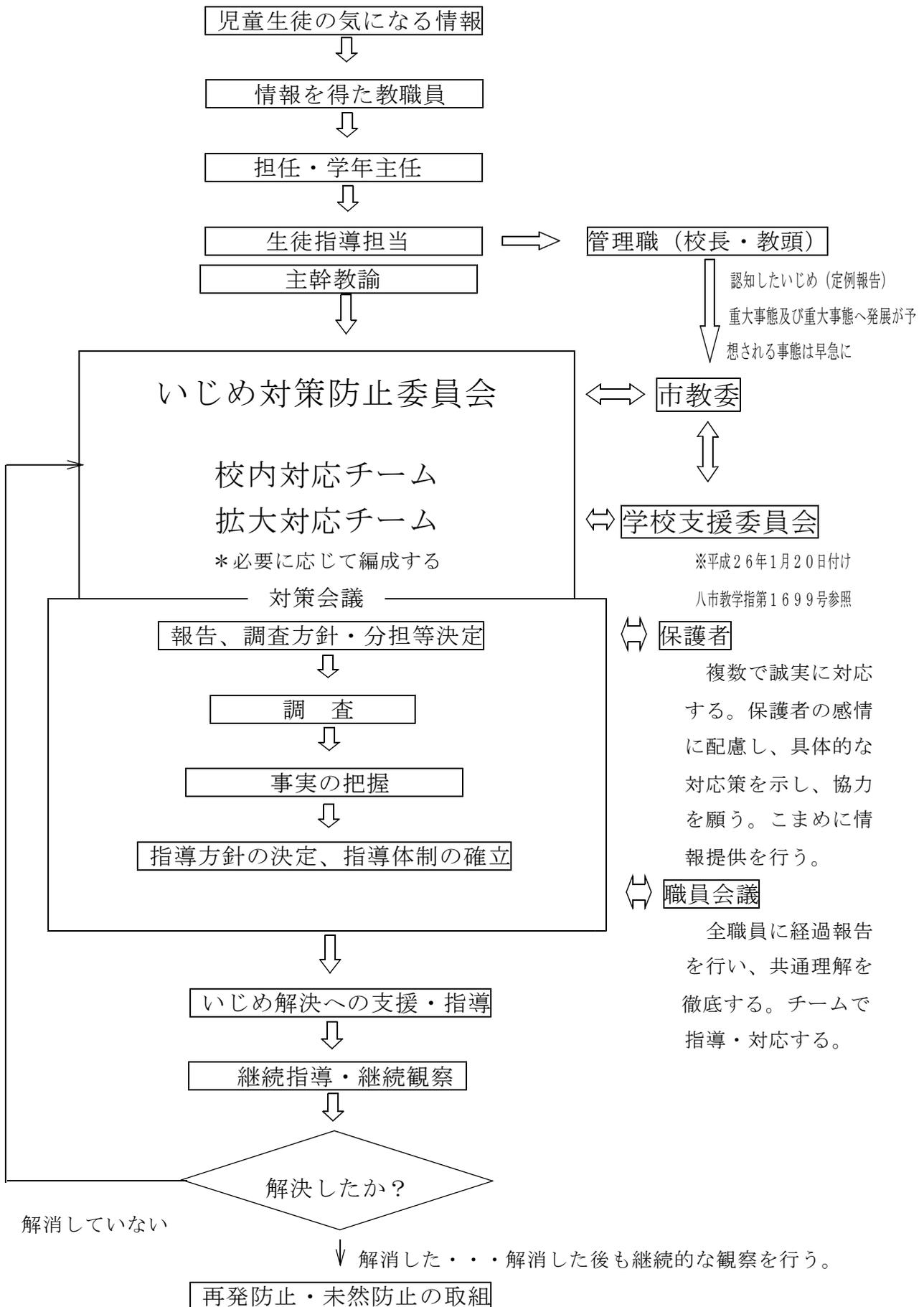
(イ) 対策の検討

- 校長を中心に、具体的な対策の検討と教職員の役割分担や調整を図る。
- 必要に応じて、関係機関等への報告・連絡・相談等を行う。
- 全職員が取組への意思を統一し、協同して実践に当たる。

(ウ) 対策の検討

- いじめられた子どもと保護者に対し、守り抜く姿勢を示し、安心感と信頼を得る。
→本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- 誠意を持って適切な情報を提供し、解決への見通しを伝える。
→保護者の思いを十分に聴きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。

(4) いじめ問題対処の流れ



(5) 重大事態への対処

ア 重大事態とは

いじめ防止対策推進法に、学校の設置者又はその設置する学校による対処として次のように示されている。

第28条 学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

この条文の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態への対処

(ア) 重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、事態発生について速やかに教育委員会を通じて、市長に報告する。

(イ) 重大事態に対する調査及び組織

- ① その事案が重大事態であると判断した時は、速やかに当該重大事態に係る調査を行う。
- ② 調査は、教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた生徒や保護者に対して、適切に情報提供をおこなうと共に、可能な限り説明を行う。
- ③ 調査の方法については、国の基本方針や「児童生徒の自殺が起きた時に調査の指針」を十分参考にする。

ウ 調査結果の報告

(ア) 学校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を教育委員会を通じて市長に報告する。

(イ) 調査によって明らかになった事実関係は、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。